

2022年7月26日（火）
愛知県環境局環境政策部
水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 鈴木、内藤
内線 3050、3053
ダイヤルイン 052-954-6222

西尾市における地下水汚染について

愛知県では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定により知事が定めた「2022（令和4）年度地下水質測定計画」に基づき、県内の地下水質の調査を行っています。

このうち、2022年6月21日に西尾市鳥羽町^{とばちょう}の井戸水を採水し、調査した結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過したことが判明しました。

今後、西尾市と連携して、環境基準超過の原因調査及び周辺の井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

1 調査結果の概要

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施した概況調査（メッシュ調査）において、以下の地点及び項目で環境基準を超過しました。

調査地点	項目	調査結果 [mg/L]	環境基準 [mg/L]	用途	採水日
西尾市鳥羽町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	18 (1.8倍) ^注	10以下	一般飲用 生活用	6月21日

注：調査結果欄の（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

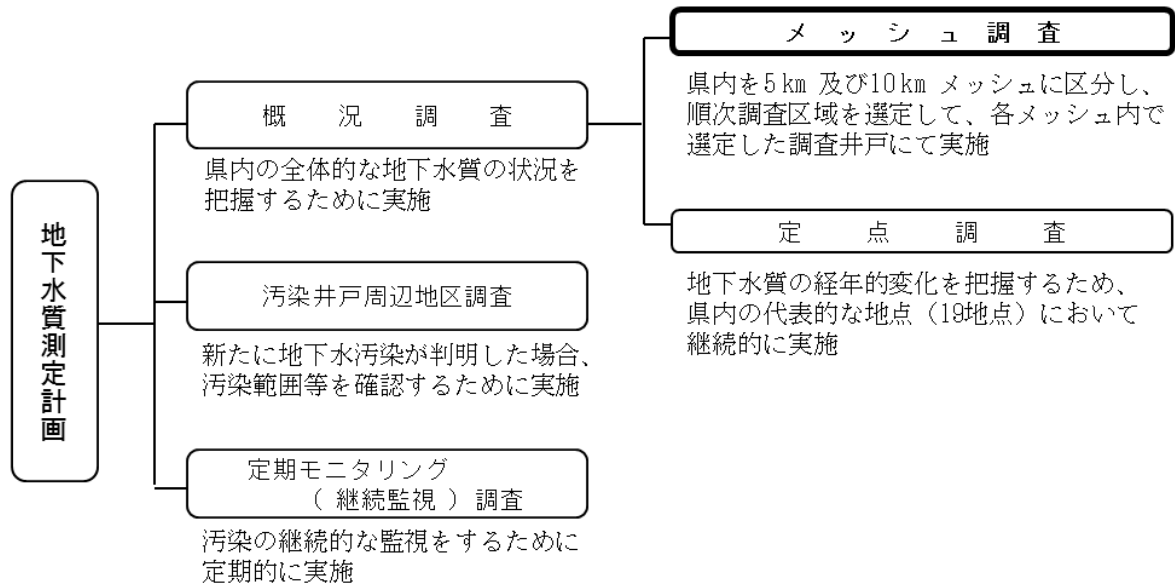
速やかに以下のとおり対応します。

- （1）環境基準超過の原因調査を実施します。
- （2）周辺の井戸の水質調査を実施します。
- （3）環境基準超過井戸及びその周辺の井戸所有者に対して、西尾市と連携して情報提供等を実施します。

参考 1 2022（令和 4）年度地下水質測定計画

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、愛知県内の地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点等を知事が定めたもの（調査実施機関は、愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の 8 機関）。

測定計画における地下水質調査の概要は下図のとおり。



参考 2 地下水の環境基準について

環境基本法第16条第 1 項に基づき定められた、人の健康を保護する上で維持することが望ましい地下水の水質汚濁に係る基準であり、カドミウム始め28項目について定められています。

参考 3 健康影響について

○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

亜硝酸塩は赤血球中のヘモグロビンと反応してメトヘモグロビンを形成し、血液中の酸素を各組織へ運搬する能力を減少させます。

環境基準値 10mg/L の値は、亜硝酸イオンによる乳児のメトヘモグロビン血症の防止の観点から設定された値です。硝酸イオンは生体内で速やかに亜硝酸イオンに還元され、亜硝酸イオンと同様な作用があると考えられるので基準値の濃度は合計量で表示されています。

急性毒性として、成人致死量は、硝酸カルシウム 54～462mg/kg、亜硝酸ナトリウム 32～154mg/kg です。

（出典：日本環境管理学会編「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」）